

補助申請の流れ その1 (道路の確認～事前相談書の提出～現場確認)

1. 補助制度全般について確認

補助制度全般、事前相談書の提出方法のご確認やお問い合わせ【住宅政策課 TEL435-1099】

2. 塀に面している道路の確認

撤去予定のブロック塀等が「建築基準法上の道路」に面しているかの確認【住宅政策課 TEL435-1099】
(詳細・法律的な内容は【建築指導課 435-1100】で確認してください。)

全ての塀が「建築基準法上の道路」
に面している

一部又は全ての塀が「建築基準法上の道路」
に面していない

「建築基準法上の道路」でない部分が「通学路」であるかの確認
【保健給食管理課 TEL435-1137】(住宅政策課では確認できません)

「通学路」である

「通学路」でない

「通学路の証明」をしてもらう(※)
【保健給食管理課 本庁11階 TEL435-1137】

上記で確認された「建築基準法上の道路」及び「通学路(証明書の発行があるものに限る)」に
面している塀の部分が補助の対象となります。

3. 塀の点検

「塀の点検表」で耐震対策が必要か塀の状況確認してください。

4. 事前相談書の提出(持参)(補助申請の2週間前まで)

事前相談書の提出(持参)【住宅政策課 本庁8階 TEL435-1099】
(別紙「提出書類一覧 書類①」参照)

5. 現場確認【住宅政策課】

後日、市の職員が現場確認を行い、調査結果を連絡します。(原則、立会はありません。)

(※)「通学路の証明」の申請方法、証明までの期間については、
保健給食管理課(Tel 435-1137)までお問合せください。

「補助申請の流れ その2」に続く

補助申請の流れ その2（補助申請～工事～完了報告～補助金交付）

「補助申請の流れ その1（道路の確認～事前相談書の提出～現場確認）」からの続き

6. 補助申請（12月9日まで）

補助金等交付申請書の提出（持参）【住宅政策課 本庁8階 TEL435-1099】
（別紙「提出書類一覧 書類②」参照）

7. 交付決定通知書の送付【住宅政策課】

提出書類・内容に不備がなければ、市から「補助金等交付決定通知書」を郵送します。

8. 契約・工事の着手

「補助金等交付決定通知書」が到着後、工事の契約・着手を行ってください。

9. 工事完了・実績報告（2月10日まで）

「補助事業等実績報告書」を提出（持参）【住宅政策課 本庁8階 TEL435-1099】
（別紙「提出書類一覧 書類③」参照）
（注）工事完了後、30日以内かつ令和5年2月10日までに提出が必要です。

10. 確定通知【住宅政策課】

提出書類・内容に不備がなければ、市から「補助金等確定通知書」を郵送します。

11. 補助金の交付（振込）【住宅政策課】

補助金等交付請求書に基づき、補助金の交付（振込）を行います。

提出書類一覧

ブロック塀
耐震対策

書類① 事前相談

1. 事前相談書（様式有り）
2. 付近見取図
3. 道路に面する全てのブロック塀等の配置図、平面図（（1）構造（2）高さ（3）長さ（4）厚さ等明記）、その他仕様が分かる書類
4. 道路に面する全てのブロック塀等の現況写真
5. 塀の点検表（別記様式第1号または第2号）

書類② 交付申請

1. 補助金等交付申請書（ブロック塀等耐震対策）（別記様式第1号）
2. 耐震対策事業計画書及び収支予算書（ブロック塀等耐震対策）（別記様式第3号）
3. 市税の完納証明書（市役所2階 税証明交付窓口、サービスセンターにて発行。）

※納付を確認できる書類が必要な場合があります。

4. 耐震対策費の見積書（内訳がわかるもの）
5. 口座振替申出書及び振込先口座の確認ができるもの（預金通帳のコピー等）

【軽量の塀を新設する場合】

6. 軽量の塀の図面（（1）配置図（2）立面図（3）断面図（4）カタログ等）
（※ブロック塀等を撤去した後、軽量の塀を新設する場合のみ）
7. 狭あい道路拡幅整備協議結果通知書の写し、協議結果の図面

書類③ 実績報告

1. 補助事業等実績報告書（ブロック塀等耐震対策）（別記様式第4号）
2. 耐震対策費の領収書の写し（姓名が記入されているもの）
3. 耐震対策工事の写真（（1）施工前（2）施工中（3）完了後等）
4. 補助金等交付決定通知書（ブロック塀等耐震対策）の写し
5. 補助金等交付請求書（ブロック塀等耐震対策）（別記様式第6号）

※ その他、必要に応じて市長が別途、書類の添付を求める場合があります。